板倉町告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、平成27年第3回板倉 町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月4日

板倉町長 栗 原 実

- 1. 日 時 平成27年9月8日
- 2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(12名)

1番	小	林	武	雄	君	2番	針ケ	谷	稔	也	君
3番	本	間		清	君	4番	亀	井	伝	吉	君
5番	島	田	麻	紀	さん	6番	荒	井	英	世	君
7番	今	村	好	市	君	8番	小 森	谷	幸	雄	君
9番	延	山	宗	_	君	10番	黒	野	_	郎	君
11番	市	JII	初	江	さん	12番	青	木	秀	夫	君

○不応招議員(なし)

平成27年第3回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年9月8日(火)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の	71日 七	

日程第 2 会期の決定

日程第 3 同意第 4号 板倉町教育委員会委員の任命について

日程第 4 同意第 5号 板倉町公平委員会委員の選任について

日程第 5 報告第 5号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 6 承認第 3号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算(第2号))

日程第 7 承認第 4号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算(第3号))

日程第 8 議案第40号 板倉町個人情報保護条例の一部改正について

日程第 9 議案第41号 板倉町手数料条例の一部改正について

日程第10 議案第42号 損害賠償の額の決定について

日程第11 議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

日程第12 議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 認定第 1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 2号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 3号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 4号 平成26年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 5号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第 6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

日程第20 認定第 7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定について

日程第21 発議第 4号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○出席議員(12名)

1

1番	小	林	武	雄	君	2番	針ヶ	- 谷	稔	也	君
3番	本	間		清	君	4番	亀	井	伝	吉	君
5番	島	田	麻	紀	さん	6番	荒	井	英	世	君
7番	今	村	好	市	君	8番	小煮	谷	幸	雄	君
9番	延	山	宗		君	10番	黒	野	_	郎	君
1番	市	Ш	初	江	さん	12番	青	木	秀	夫	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	栗		原		実	君
教	育	Ì	長	鈴		木		優	君
町	長	補	佐	中		里	重	義	君
総	務	課	長	根		岸	_	仁	君
企	画財	政 課	長	小		嶋		栄	君
戸	籍 税	務課	長	丸		山	英	幸	君
環	境水	道課	長	荻		野	恭	可	君
福	祉	課	長	小	野	田	博	基	君
健	康介	護課	長	落		合		均	君
産	業 振	興課	長	橋		本	宏	海	君
都	市建	設 課	長	高		瀬	利	之	君
会	計管	管 理	者	山		П	秀	雄	君
教事	育 務	& 員 局	会長	多		田		孝	君
農事	業 務	€ 員 局	会長	橋		本	宏	海	君

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 根 岸 光 男

 庶務議事係長
 川野辺 晴 男

 行政安全係長兼議会事務局書記
 小 林 桂 樹

開 会 (午前 9時00分)

〇開会の宣告

○議長(青木秀夫君) おはようございます。

ただいまから告示第85号をもって招集されました平成27年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

〇町長挨拶

○議長(青木秀夫君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) おはようございます。平成27年第3回定例議会を招集させていただきましたところ、 議員各位にはご出席を賜り、ありがとうございます。

つい半月ほど前まで史上空前の連続猛暑が続いておるわけでありまして、嫌気が差すぐらいの状況でありましたが、昨日今日は一気に秋を感じるような状況でございます。残暑もあったのかなかったのか、これからさらにあるのかも含めて、逆に記録的な曇天が続いておりました。「野菜の高騰」と新聞の見出しが踊り始めていますが、やむを得ないと思います。また、稲刈りも晴間を見て進んでいるようですので、果たして今年の価格はどうなのかと注視しているところであります。

同じく、特にこの二、三カ月、国会では戦争法案か平和法案か評価が割れている安保法案関連、特に集団的自衛権の問題、あるいは新国立競技場の設計変更問題、そして東京オリンピックエンブレムの疑惑問題等々でマスコミや国民の声は揺れ続けておりましたし、今現在も同様の状況が続いております。世界からも注視をされているところでもあります。その原因となる大きな共通する理由は、いずれも密室での議論の結果であり、不透明、手順の不公正、そして問題発覚後あるいは指摘後の国民の多数の声と違う逆進性、非民主的な経緯ということでもありまして、まさに基礎基本的な手順や考え方に多数の国民との乖離があるのではと受けとめられているところであります。

国立競技場エンブレムについては、さんざん国のトップまでが出直し的対応あるいは白紙に戻すことはできないと、国家の信用にかかわる問題であるというところまで踏み込んだにもかかわらず、手の平を返した形での白紙撤回が、国の中央の判断の甘さ、あるいは庶民感覚のなさ、いわゆる国民と中央でのかけ離れた状況を如実にあらわしているものと。あるいは、さらにそれを政治的利用にというような感まで疑われるようなものであり、発生する損失あるいは損害についても誰も責任をとらない姿勢に、一般国民も非常に「甘いな」というような多くの声を発している状況にあると見受けております。政治も白け、選挙に対する投票率低下を招く要因は、まさしく立派なことを言い、やることは口と違うことをやっているという、このような流れの政治に対しての不信感であろうというふうに、あるいはそういうあらわれなのかもしれないというふうに考えております。

主催者発表12万人、警察発表3万人、ついこの間の全国で開催された安保法案反対デモ、マスコミ全紙の

抽出世論調査でも「成立に反対」が60%以上、憲法学者の9割が「違憲」と、法治国家・立憲民主主義の国家の破壊、そしてその場しのぎの答弁等々、競技場、あるいはエンブレム問題と根本的には同様の背景があるにもかかわらず、一内閣の解釈変更、政権党だけで決めてよいのか。近日中に参議院の選挙強行採決あるいは採決は行われる計画も与党内で話し合われているようでありますが、日本の方向性が大きく変わる問題ですので、政治は他人事というふうな考え方を国民の一人一人が変えながら、注視をしているところであろうというふうに考えまして、私自身も、ぜひ国には、正当な手順で慎重な対応をお願いしたいというふうに考えるところであります。

中国経済成長悪化と米国の好況による利上げ予測が影響して、株式市場の乱高下、平均的には株安傾向でありますが、続いておりました。アベノミクス効果も吸収され、経済政策も一喜一憂の状況であります。日銀のさらなる緩和策も求められる傾向でもありますが、今日までの円安誘導のためのアベノミクスに要したお金は四十数兆円と言われておりまして、さらに超緩和政策、国債発行というのもほぼ専門家の間では限界と見られておりまして、四十数兆円が泡と消えるか、藻屑となるか。それは、これから民間需要活性をねらいとして静観状態を続かせながら、富裕層あるいは国民富裕層から国民層への経済循環をより高める政策を打っていただかないと、一般国民生活は弱者ほど苦しくなっていると言われておりまして、総裁選もない、今現在8時ちょっと過ぎから受け付けとかおっしゃっておりますので、ないのだろうと思いますが、安倍内閣には言葉だけでなく頑張ってもらいたいというふうに思っております。

さて、国の予算編成期にあわせて、県及び自治体の動きも活発になっております。特に、国の地方創生、まち・ひと・しごと政策については、ご承知のように、突然の2年ほど前の増田レポートによって、全国自治体が大きな不安とやりきれない今までの格差と、さらに今後の格差を突然感じさせられたところであります。人口減少、右肩下がりの時代の大胆な切り口から、地方自治体の半数以上が消滅するというそういった提言に、この政策もあわせ、慌てふためいて出した政策と受け取れることでありました。この人口政策の失敗や中央集権制度の欠点を反省することなく、是正することなく、対処は地方自治体の責任で考えよと。国の考えに沿ったもの、それを名案というか何かわかりませんが、名案には補助金を出す、名案が出ないところには出さないというような、まるで片や丸投げ的手法、またそれそのものが変わらぬ中央集権的手法でありまして、しかも期限つきでは無責任過ぎるのではないかと、国に対する反論を胸に抱きながらこの時期を迎えているのがどの町でも実態であろうかと思っておりまして、名案を出した出さないで財政支援を変えるとの内容は、自治体の面積の大小、あるいは自治体の環境、あるいは自治体の持っている性格、あるいは財政力といいますか、財政規模、財政力、それから人口の規模等々の違いを重視することなく、逆に体力消耗に拍車がかかる面もあろうかと思っております。とりあえず、みずからの自治体のことということで最大限対応することとして一致はしておるところでありますが、非常に難しい問題であり、大変な問題であります。

このような状況下で、平成26年度決算議会を迎えたわけでありますが、平成26年度板倉町一般会計における主要施策は44事業ありました。

主な成果としては、総務費では、町制施行60周年記念事業や庁舎建設事業、社会保障・税番号制度システムの整備関係の事業、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業などを実施いたしております。

民生費及び衛生費では、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金事業、あるいは子育て支援

金給付金事業、子ども・子育て支援計画策定事業、任意予防接種町単独助成事業等を実施いたしました。

商工費では、企業立地促進事業やイメージキャラクター地域活性化事業、渡良瀬遊水地誘導案内看板整備 事業などを実施。

農林水産事業では、加工米対策事業や被災農業者向け経営体育成支援事業、農業基盤整備促進事業、これは大曲地区になりますが、それから離地区の交換分合事業の第2期などを実施いたしております。

土木費では、八間樋橋整備事業 (1-9 号線)であります。さらには、橋梁長寿命化事業、町単独道路整備事業や道路維持事業によるインフラ整備などを実施。

消防費では、防災備蓄倉庫の設置などを実施。

教育費では、南小屋上防水棟改修事業や海洋センターアリーナサンダーがけ工事等を実施いたしました。

6回の補正や前年度からの繰越明許費を含めた最終予算額は、歳入歳出それぞれ60億9,000万円余になっておりまして、この予算現額に対する歳入歳出決算額として62億9,000万円余、歳出決算額として56億6,000万円余となり、歳入歳出差引残額は6億3,000万円余となりました。また、翌年度への繰り越し財源1億2,000万円弱を差し引いた実質収支額は、5億円ちょっととなったところであります。

これまで実施してきた公共工事に伴う借入金償還はピークを過ぎたものの、今後、1市2町の広域化によるごみ処理施設建設や館林厚生病院の耐震あるいは改築工事等々も含め、一部事務組合の多額な負担金の支出や、ご承知のように、役場新庁舎建設に向けての財源確保などを考えると、今後の財政運営については注意を要する状況であります。

今後においても、県、国との信頼関係を維持しつつ、住民の視野に立った財政運営に取り組み、各般にわたる重要政策あるいは課題の推進を、限られた財源で重点的、効率的に活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、平成26年度の事業を無事にといいますか、思った範囲内で遂行できましたことは、議会を初め、 町民皆様方のご理解とご協力のたまものであり、感謝にたえないところであります。監査委員さんに監査い ただき、財政収支、あるいは事業内容等ともども認定をいただいたものでありますが、慎重に本議会にてご 審議をいただき、適宜議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたしま す。大変ご苦労さまでございます。

○諸般の報告

○議長(青木秀夫君) それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、 ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、 ご了承願います。

次に、教育委員会から平成26年度教育委員会点検評価報告書がお手元に配付してありますので、ご了承願 います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の教育委員会委員の任命同意1件、公平委員会委員の選任 同意1件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分事項の承認2件、条例の一部改正議案2件、損害賠償 の額の決定議案1件、補正予算の議案3件、決算認定の議案6件、東広圏解散に伴う決算認定1件、議会会議規則の一部改正の発議1件であります。また、請願・陳情につきましては、議員配付のみの陳情2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(青木秀夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 島田麻紀さん

6番 荒井英世君

を指名いたします。

〇会期の決定

○議長(青木秀夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、黒野一郎君。

[議会運営委員長(黒野一郎君)登壇]

○議会運営委員長(黒野一郎君) おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程について ご報告申し上げます。

本件については、8月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月8日から25日までの18日間です。

会期の日程ですが、初日の本日は、同意第4号及び第5号について提案者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決いたします。次に、報告第5号について提案者からの報告を行います。続いて、承認第3号及び承認第4号について提案者から議案説明の後、審議決定をします。次に、議案第40号から議案第42号までについて提案者からの説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。続いて、補正予算関係の議案第43号から議案第45号までについて、本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審議します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。続いて、平成26年度各会計の認定第1号から認定第6号について、提案者から各議案の説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査することにします。次に、認定第7号について提案者から説明の後、審議決定します。また、議会会議規則の一部改正についてを発議し、審議決定して、第1日の議事日程を終了します。

第2日目の9日は、5人の議員が一般質問を行います。また、一般質問が終了した後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第3日目は休会とし、第4日目の11日から総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第7日目の14日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の15日から第11日目の18日まで予算決算常任委員会を開催し、平成26年度決算について事業別に 細かく集中的に審議します。

なお、各課の決算審議終了後に、決算全体の総括質疑を行った後、委員会採決を行います。

第12日目の19日から第17日目の24日までは、休日を挟み休会とします。

最終日の25日は、平成26年度決算関係議案の認定第1号から認定第6号について、予算決算常任委員長からの委員長報告の後、それぞれ審議決定を行います。

また、予算決算常任委員会による事務事業評価の審査、調査及び研究結果について、委員長からの報告を 行います。

さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(青木秀夫君) お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から25日までの18日間と決定いたしました。

○同意第4号 板倉町教育委員会委員の任命について

〇議長(青木秀夫君) 日程第3、同意第4号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) それでは、早速同意第4号に対する提案理由を申し上げます。

板倉町教育委員会委員の任命についてということであります。本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります小島正盛君が平成27年10月2日任期満了となりますので、それに伴う人事であります。

小島正盛君は、板倉町教育委員会委員として、平成23年10月3日から約4年間、その高い見識に基づいた 指導力、行動力を十分に発揮され、職務を遂行していただいておるところでありまして、適任者として引き 続き、氏名、小島正盛君、昭和20年9月1日生まれ、住所、板倉町大字細谷825番地を任命いたしたく、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事案件につき、担当課長の説明はいたしません。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり]

〇議長(青木秀夫君) 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

〇同意第5号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長(青木秀夫君) 日程第4、同意第5号 板倉町公平委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 同じく同意第5号 板倉町公平委員会委員の選任についてであります。

本案につきましては、現在、板倉町公平委員会委員を務めていただいております佐山和雄君が、平成27年9月22日をもって2期8年の任期満了となるため、これに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、長谷川健一君、生年月日、昭和29年11月15日、 住所、大字籾谷1501番地の17を選任いたしたく、地方公務員法第9条の規定により、議会の同意を求めます。

長谷川健一君は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、自治体での行政経験もあり、知識が 豊富でありますので、適任者として公平委員会委員に選任したいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

担当課長の説明は、同じくございません。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案についても、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○報告第5号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ いて

〇議長(青木秀夫君) 日程第5、報告第5号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 同じく報告第5号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条の同じく第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町におきましては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合に、その程度を示す指標でございます。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されないということでございます。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は6.7%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込み額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっておりまして、本町では水道事業会計と下水道事業特別会計が該当となるわけでありますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%であります。

監査委員の審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。 以上で報告第5号の報告を終わらせていただきます。

○議長(青木秀夫君) 以上で報告第5号を終わります。

○承認第3号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算 (第2号))

〇議長(青木秀夫君) 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算(第2号))を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 承認第3号 専決処分事項の承認についてということで、平成27年度板倉町一般会計補正予算(第2号)ということになります。

本件は、平成27年7月24日付にて専決処分を行わせていただいた平成27年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億3,412万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金に5,600万円を追加し、歳出につきましては、庁舎建設事業として総 務費に5,600万円を追加するものでございます。

あわせて、この庁舎建設事業5,600万円を繰越明許費として定めるものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、庁舎建設事業の予算につきましては、平成26年度予算において繰越明許費としての議決をいただき、平成27年度に繰り越し、株式会社日総建を相手方といたしまして、役場庁舎建設設計業務委託契約を締結いたしたところでございますが、ご承知のように、その矢先、日総建が民事再生の申し立てを行ったことから、協議を重ねた結果、この契約については、双方の合意解約となったものであります。

よって、既に時間的な遅れが生じており、早急に他の業者を選定し、契約する必要があること、またその場合、設計内容について十分な検討を行っていくには年度内に業務が完了することが難しい見通しにあることを踏まえ、新たに27年度予算において予算措置を行う必要が生じたためでございます。

以上ご報告を申し上げましたが、細部につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしく ご審議賜りますようお願い申し上げたいと思います。

担当課長から説明を申し上げます。

〇議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、平成27年度一般会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明を申し上げます。

概要につきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきますので、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。先ほどの町長の提案理由のとおり、今般の補正につきましては、庁舎設計業務が次年度まで及びますので、限度額として全額を繰越明許費として追加するものでございます。

なお、庁舎設計業務の契約者につきましては、平成27年7月27日から28年5月30日までの契約となってございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。8ページでございますが、歳入ですが、19款1項1目繰越 金に5,600万円を追加するものでございます。前年度繰越金を財源として計上するものでございます。

次に、 9 ページ、歳出でございますが、 2 款 1 項17目庁舎建設費に5,600万円を追加するものでございます。

なお、設計契約でございますが、7月27日付で契約をさせていただきたいと思いまして、契約額につきましては5,594万4,000円となってございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。 今村好市君。

○7番(今村好市君) 7番、今村です。今回の繰り越しについては、先ほどの提案理由がありましたとおり、設計、実施設計、基本設計の遅れが見込めるということでありますので、やむを得ないことかなというふうに思いますが、5,600万円については前年度から今年度に繰り越したものでありますので、これは予算をきちんと整理しないと次年度に繰り越せないという理由で繰り越しをするというふうに理解してよろしいのかどうか。

それと、同時に繰越明許費5,600万円を次年度に繰り越すということなのですが、先ほどの契約期間が7月27日から28年5月30日ということなのですが、契約内容がわかりませんけれども、今年度に支出する部分については全くゼロなのか、契約が終了して初めてその設計費用を支払うのかどうか、その辺確認させていただきます。

〇議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) まず、1点目でございますけれども、平成26年度からの繰越明許費につきましては、繰越額といたしまして7,627万8,000円となってございます。この26年度からの繰り越しした額につきましては、26、27年度中に執行しなければならないということ、また補正も減額もできないというようなことになってございます。先ほど契約期間が28年5月31日までとなってございますので、この26年度からの繰り越しした金額につきましては執行できないということになりますので、今般、改めて27年度で新規の追加補正をさせていただいたということになります。

それと、2点目でございますけれども、27年度中には前払い金ということで支払ってございます。ですから、この繰越明許費につきましては限度額として全額を繰り越すというような内容になっております。しかしながら、27年度中には前払い金として支出するというような行為が発生しておりますので、よろしくお願いします。

「「議長」と言う人あり]

〇議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) 答弁の追加をさせてもらいます。

先ほど、今回契約しました松田平田設計の関係でございますが、今、前払い金があるというようなことで したが、確認させていただきますので、お時間をいただきたいと思います。

○議長(青木秀夫君) 今村議員、よろしいですか。

今村議員。

○7番(今村好市君) 繰越明許費については5,600万円の限度額ということで、必ずしも5,600万円を次年度へ繰り越すということではないという理解でよろしいですかね。それだったら、前払い金があっても何があっても、それは契約上の問題ですから結構な話ですが、それは執行機関の専決事項でありますので、間違

いなくやってもらえばいいという理解をしています。

〇議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

- **○企画財政課長(小嶋 栄君)** 議員のおっしゃるとおりということで、限度額として全額を繰越明許費とすることになって、その全額が全て繰り越すということではないというようなご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(青木秀夫君) よろしいですか。
- ○7番(今村好市君) はい。
- ○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算 (第3号))

○議長(青木秀夫君) 日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認について(平成27年度板倉町一般会計補正予算(第3号))を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 引き続き、承認第4号であります。専決処分事項の承認についてということで、平成27年度板倉町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

本件は、平成27年8月24日付にて専決処分を行った平成27年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億3,712万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金に300万円を追加し、歳出につきましては、農産物直売所運営事業と して農林水産業費に300万円を追加するものであります。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、板倉町農産物直売所「季楽里」の資金繰りが厳しく、緊急に運営費補助金を支出するための予算措置が必要になったためであります。

以上でございますが、細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご了承賜りますようよ ろしくお願い申し上げます。 〇議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、平成27年度一般会計補正予算(第3号)につきまして詳細説明を申し上げます。

概要につきましては、町長の提案理由のとおりであります。理由等を省略させていただき、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入でございます。19款1項1目繰越金に300万円を追加し、1億7,429万6,000円とするものでございます。補正財源としましては、前年度繰越金を追加するものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、6款1項3目農業振興費に300万円を追加するものでございまして、全体を3,358万3,000円とするものでございます。歳出につきましては、農産物直売所への補助金ということでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○議案第40号 板倉町個人情報保護条例の一部改正について

〇議長(青木秀夫君) 日程第8、議案第40号 板倉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、 町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 議案第40号 板倉町個人情報保護条例の一部改正についてをご説明申し上げます。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)の施行に 伴い、平成27年10月から国民に個人番号が符番されます。個人番号は、強力な個人識別機能を持つことから、 他の個人情報と比べ高い要保護性があるとされ、番号法では、特定個人情報について、現行の個人情報保護 にかかわる一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置が講じられております。地方公共団体においても、 この趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保、保有する特定個人情報の開示、訂正、 利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は、地方公共団体に対しても適用されることとなりますが、一部に直接適用されない規定があることから(番号法第29条及び第30条)、これらの規定については、板倉町個人情報保護条例の一部改正が必要となってくるところであります。そういうことから、改正をいたしたいというようなことでございます。

以上ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

担当課長の説明は、ただいま私が申し上げましたことで十分足りているはずでありますので、説明はございません。

〇議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 板倉町手数料条例の一部改正について

〇議長(青木秀夫君) 日程第9、議案第41号 板倉町手数料条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 続いて、議案第41号であります。板倉町手数料条例の一部改正についてということでご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料等につきましては、板倉町手数料条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

今回の改正でありますが、10月5日から交付される通知カードと来年1月1日より本人申請により交付される個人番号カードの再交付手数料につきまして、通知カードにつきましては500円、個人番号カードについては800円と定めるものであります。

また、個人番号カードの交付により、現在交付しております住民基本台帳カードの新規交付が来年1月1日、同日から廃止されることになりますことから、手数料の削除をするものでございます。

なお、施行日につきましては、通知カードの改正が10月5日から、個人番号カード及び住民基本台帳カードの改正は平成28年1月1日元旦からとなります。

以上、課長の説明はございませんが、以上のとおりでございますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 損害賠償の額の決定について

○議長(青木秀夫君) 日程第10、議案第42号 損害賠償の額の決定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第42号であります。損害賠償の額の決定についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

本案の概要につきましては、本年1月初旬、仲伊谷田遊水池東側地先において、町が管理する仲伊谷田遊水池の除草管理が不十分であったため、ガマの種子が飛散してしまい、付近で作付している縮みホウレンソウに対してJAに出荷できないほどの被害を及ぼしてしまい、損害賠償の額を定め、出荷補償を行うものであります。

出荷補償の内容ですが、損害賠償の額は金37万8,100円と定め、損害賠償の相手方については板倉町大字 西岡新田1012番地、寺内清氏になります。

なお、議会議決後に和解協議書を締結し、速やかに諸手続を行いたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました。先般協議会でもご協議をいただいておりますので、改めての課長の説明は ございませんが、決定をいただければとよろしくお願い申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。 今村好市君。

- **〇7番(今村好市君)** 7番、今村なのですが、議員協議会のとき、ちょっと質問させていただいております。町がかけております損害賠償保険、これについてはちょっと回答いただいておりませんので、適用になるのかならないのか、もしならないとしたらどんな理由でならないのか、それだけ確認させてください。
- 〇議長(青木秀夫君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) ただいまの質問、担当からも申し上げられるわけでありますが、私も事前に聞いております。ご質問の内容については、協議をいたした結果、該当になるというようなことで返事をいただいておりますので、全額該当になるような返事をいただいております。したがって、自分がただ、議員にご指摘を受ける前に本来であればそこまでの手配をして、自分の町のお金を支出するについて最大限の配慮を払うべきところでありましたが、今村議員のご指摘を含めて確認をさせたところでありますが、ありがたいことにそういう結果であるということで、町としても喜んでおりますし、ご指摘に対して感謝を申し上げたいと思います、ということでいいのだよな。

[「はい」と言う人あり]

- 〇町長(栗原 実君) ということです。
- ○議長(青木秀夫君) よろしいですか。
- ○7番(今村好市君) はい。
- ○議長(青木秀夫君) ほかにありませんか。

黒野一郎君。

〇10番(黒野一郎君) 10番、黒野です。今お話があった関係ですけれども、本人との相談会議ですか、どのくらいやられたか、本人との会議というか。

[「回数」と言う人あり]

- ○10番(黒野一郎君) 回数ですね。
- 〇議長(青木秀夫君) 橋本課長。

[産業振興課長(橋本宏海君)登壇]

○産業振興課長(橋本宏海君) ご本人との相談の回数なのですけれども、26年度中、被害が発生してから特定するまでの間に四、五回程度お話し合いをして、年度が明けて3回程度のお話し合いというような形でございます。

以上でございます。

- ○議長(青木秀夫君) 黒野一郎君、よろしいですか。
- ○10番(黒野一郎君) はい。
- ○議長(青木秀夫君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について 議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい て

議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(青木秀夫君) 日程第11、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から日程第13、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君)登壇

〇町長(栗原 実君) それでは、続いて、議案第43号から第45号まで、平成27年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明させていただくことといたします。

初めに、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,445万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億2,158万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に831万2,000円、県支出金に4,864万4,000円、寄附金に30万3,000円、 繰越金に577万3,000円、諸収入に42万円、町債に2,100万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に651万円、民生費に2,594万2,000円、農林水産業費に785万5,000円、消防費に4,200万円、教育費に214万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上、平成27年度一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,217万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,533万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金に2,217万6,000円を追加し、歳出につきましては、諸支出金に2,217万6,000円同額を追加するものであります。

以上が平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

次に、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,413万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金に108万8,000円、繰越金に2,139万8,000円をそれぞれ追加し、国庫 支出金から120万9,000円、県支出金から60万5,000円、繰入金から1,681万3,000円を減額するものでござい ます。

歳出につきましては、諸支出金に695万9,000円を追加し、地域支援事業費から310万円を減額するもので ございます。

以上、平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げました。

以上、議案第43号から第45号まで一括して申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお 願い申し上げます。

〇議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第43号から議案第45号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決 定いたしました。

○認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

| 認定第2号 | 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

〇議長(青木秀夫君) 次に、日程第14、認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、認定第6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてまでの6議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) それでは、認定第1号から認定第6号までは、平成26年度各会計の決算の認定でありますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、当初予算額は、歳入歳出ともに53億3,200万円でありましたが、6回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は61億9,646万6,000円となりました。歳入総額は62億9,908万4,251円であり、予算現額に対し101.7%、歳出総額は56億6,802万5,433円であり、予算現額に対し91.5%となり、歳入歳出差し引き6億3,105万8,818円の繰り越しとなりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,635万円を差し引いた実質収支は5億1,470万

8,818円となりました。

主な歳入決算額としては、町税が19億4,713万7,000円で、前年度よりも1,881万6,000円の減でございました。地方交付税が14億3,038万4,000円で、7,240万1,000円の減。繰越金が6億6,010万8,000円で、4,419万円の増。繰入金が5億505万3,000円で、1億1,893万9,000円の増。国庫支出金が4億6,360万8,000円で、5,421万9,000円の増。県支出金が4億418万7,000円で、5,983万2,000円の増。町債が3億7,860万円で、560万円の増。地方消費税交付金が1億6,304万5,000円で、3,152万3,000円の増となりました。歳入総額としては、1億8,851万4,000円の増となりました。

主な歳出決算額といたしましては、民生費が16億6,415万2,000円で、前年度より1億2,546万4,000円の増。 総務費が12億8,908万8,000円で、1億3,886万6,000円の増。教育費が5億7,390万2,000円で、3,893万3,000円の増。公債費が5億882万9,000円で、3,606万1,000円の増。衛生費が5億279万7,000円で、458万2,000円の増。土木費が4億2,495万8,000円で、1億5,203万2,000円の減。消防費が2億7,885万8,000円で、1,137万4,000円の減。農林水産事業費が2億6,621万5,000円で、5,530万3,000円の増。議会費が9,129万3,000円で、279万3,000円の増。商工費が6,767万6,000円で、491万2,000円の減となり、歳出総額としては2億1,756万3,000円の増となりました。

なお、監査委員からの審査意見書は別紙のとおりでございます。また、26年度一般会計における主要施策 の成果については別冊のとおりであります。

続いて、認定第2号 平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成26年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでありますが、歳入につきましては、前年対比0.9%減の1億3,265万2,631円であり、主な財源は、保険料65.0%、一般会計からの繰入金31.8%で、歳入総額の96.8%を占めております。

歳出につきましては、対前年比0.1%増の1億3,020万8,081円であり、後期高齢者医療連合納付金が1億2,479万7,233円で、歳出総額の95.9%を占めております。後期高齢者医療連合納付金は、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、前年度比2.0%の増でありました。歳入歳出差引残額は244万4,550円となり、実質収支も同額であります。今後も、後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、財政健全化の維持をしてまいりたいと考えております。

続いて、認定第3号 平成26年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入につきましてでありますが、対前年度比2.4%増の21億1,502万9,737円であり、主な財源は、保険税24.9%、国庫支出金が22.2%、支払基金交付金21.3%、県支出金6.4%、共同事業交付金10.1%、一般会計からの繰入金9.1%で、歳入総額の94.0%を占めております。

歳出につきましては、対前年度比3.3%増の20億401万7,799円であり、保険給付費が12億8,457万6,483円で、支出総額の64.1%を占めております。保険給付費は、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、前年度対比4.2%の増でありました。歳入歳出差引残額は1億1,101万1,938円となり、実質収支も同額であります。

今後も保険税収納率向上対策及び医療費の適正化対策の推進に努め、財政健全化の維持を図ってまいりたいと思います。

続いて、認定第4号 平成26年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入につきましては、対前年度比4.2%増の11億3,509万7,912円であり、主な財源は、保険料19.7%、国 庫支出金21.3%、支払基金交付金26.8%、県支出金13.7%、一般会計からの繰入金16.1%で、歳入総額の97.6% を占めておるという状況であります。

歳出につきましては、対前年度比4.8%増の11億1,369万8,832円であり、保険給付費が高齢化の進展に伴い対前年度比5.0%増の10億2,910万5,510円で、歳出総額の92.4%を占めているという状況であります。

歳入歳出差引残額は2,139万9,080円となり、実質収支額も同額であります。

今後も介護予防に向けた取り組み及び介護給付費の適正化の進展に努め、給付費の抑制を図り、健全な財政を維持していけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第5号 平成26年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 下水道事業は、板倉ニュータウン事業の展開の遅れなどから歳入が伸び悩み続け、また施設建設から15年 以上経過しているため、今後は施設の老朽化に伴う修繕費などの支出の増加が予想されるなど、財政的には 大変厳しい状況に置かれておると言えようかと思います。そのような中、平成26年度につきましても、水質 浄化センターの適切な運転維持管理を実施することで費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の 改善や公共用水域の水質保全などに努めてまいったところであります。

歳入歳出決算につきましては、歳入が 1 億8,546万8,879円に対しまして、歳出が 1 億7,259万5,965円となり、差引額1,287万2,914円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が5,175万2,658円、それに一般会計から不足額を繰り入れておりまして1億1,897万8,000円、繰越金が1,454万6,799円、諸収入が19万1,422円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,710万2,960円、管渠維持費が54万6,820円、水質浄化センター費が4,578万2,349円、公債費が9,916万3,836円であります。

今後も施設の適正な運転、維持管理を図りながら、費用の抑制に努めていきたいと考えております。

続いて、認定第6号 平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてということで ご説明申し上げます。

初めに、収益的収支につきましては、総収益が3億2,189万9,899円に対しまして、総費用3億212万9,990円で、1,976万9,909円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、企業債収入4,200万円、工事負担金収入1,583万7,080円、収入総額5,783万7,080円に対し、支出総額は2億682万2,091円で、支出の内訳は、建設改良費に1億5,976万9,961円、企業債償還金4,705万2,130円であります。

建設改良費の主なものについては、老朽化した石綿セメント管の布設替え工事と浄水施設の電気設備、ろ 過器等々の更新工事や改良工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足するのが、大きく不足する額ですね、1億4,898万511円 については、内部留保資金等で補填いたしたところであります。

以上が水道事業の決算の概要であります。

次に、剰余金の処分についてでありますが、平成26年度の決算において生じました未処分利益剰余金1億5,764万8,086円のうち1,981万7,409円を減債積立金に、また1億1,783万677円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、平成26年度板倉町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてご説明申し上げました。

ということで、課長の説明はございませんが、以上、認定第1号から第6号までを一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

○監査報告

〇議長(青木秀夫君) 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、小森谷幸雄君。

[監査委員(小森谷幸雄君)登壇]

〇監査委員(小森谷幸雄君) ご指名がございましたので、平成26年度各会計決算についてご報告申し上げます。

平成26年度の各会計決算審査については、平成27年8月6日に実施いたしました。なお、この件につきましては、高瀬監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げました。

それでは、平成26年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。平成26年度においては、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額62億9,908万4,251円、歳出総額56億6,802万5,433円、歳入歳出差引額6億3,105万8,818円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億3,265万2,631円、歳出総額1億3,020万8,081円、歳入歳出差引額244万4,550円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億1,502万9,737円、歳出総額20億401万7,799円、歳入歳出差引額1億1,101万1,938円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額11億3,509万7,912円、歳出総額11億1,369万8,832円、歳入歳出差引額2,139万9,080円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額 1 億8,546万8,879円、歳出総額 1 億7,259万5,965円、歳入歳出差引額1,287万2,914円。

水道事業会計ですが、収益的収支は、水道事業収益 3 億2, 189万9, 899円、水道事業費用 3 億212万9, 990円、収支差引額1, 976万9, 909円となりました。

資本的収支は、資本的収入5,783万7,080円、資本的支出2億682万2,091円、差し引き不足額1億4,898万5,011円となっており、不足額については内部留保資金で補填されておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成26年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書が つづってございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分 なる検討をお願いし、監査報告といたします。

以上でございます。

○議長(青木秀夫君) 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までの6議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町 村圏振興整備組合歳入歳出決算認定について

〇議長(青木秀夫君) 日程第20、認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東 毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定についてを議題とし、町長より提案理由を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 認定第7号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定についてということで提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴い、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するということとなっておりますので、お諮りするものであります。

平成26年度当該組合歳入歳出決算につきましては、歳入決算額4,659万8,653円、歳出決算額4,586万5,173円で、歳入歳出差引残額は73万3,480円となりました。

なお、この差引残額及び組合基金にかかわる歳計現金を初めとする組合の解散に伴う組合の属する財産は、「東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」及び「東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」により、太田市に帰属することとなっております。

また、決算につきましては、既に監査委員の審査も終了いたしておりますので、意見書を付し、関係書類 を添えてご提案申し上げる次第であります。

以上、平成26年度東毛広域市町村圏振興整備組合歳入歳出決算認定についてご説明申し上げました。

課長の説明はございませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。 以上であります。

○議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり可決されました。

○発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正について

〇議長(青木秀夫君) 日程第21、発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、黒野一郎君。

[10番(黒野一郎君)登壇]

O10番(黒野一郎君) それでは、発議第4号 板倉町議会会議規則の一部改正についてご説明いたします。 今回の一部改正については、全国町村議会議長会が示している標準町村議会会議規則の中で、議員の出産 に際し欠席の届け出について新たに規定したことを受けて、一部改正するものです。

板倉町議会会議規則第2条に次の1項を加えます。「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」とします。

なお、提出者及び賛成者は、議会運営委員会委員の連名で提出させていただきます。

以上を申し上げ、提案者の説明とさせていただきますが、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

〇議長(青木秀夫君) 説明が終わりました。

これより発議第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「挙手全員]

〇議長(青木秀夫君) 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〇議長(青木秀夫君) ここで、先ほどの今村議員からの質疑に対し小嶋企画財政課長より答弁をしたい旨ありますので、答弁を許可します。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、承認第3号のところで、庁舎設計の契約の関係、特に前払い金の関係につきましてご答弁させていただきます。

設計書の定款には、前払い金が30%請求できるというような条項があったのですが、先方から、前払い金については請求しない旨連絡を受けたというようなことでございますので、平成27年度につきましての設計についての支出は今のところないというようなことでございますので、ご報告させていただきます。

- ○議長(青木秀夫君) よろしいですか。
- ○7番(今村好市君) はい。

○散会の宣告

○議長(青木秀夫君) 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前10時43分)